

ジェイアールバス東北本部

第4号

2019年9月20日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983

発責：佐藤 秀一

編集：情宣部

「安全な職場環境の確立と組合員の不安解消を求める申し入れ」を行う！

バス東北本部では、職場で行われていた脱退懇願とも捉えられる事象に対し、昨年8月に「安全・安定輸送の確保を目指し、職場の不安解消を求める申し入れ」において団体交渉を行い、組合加入を理由とした不利益な取り扱いはしないこと、組合の運営に介入しないことを労使で確認しました。しかし、7月12日のバス東北本部第32回定期委員会や前段で行われた分会代表者会議では、職場で行われている脱退懇願や利益誘導などの不当労働行為とも捉えられる事象が数多く報告されました。また、それ以降も各職場からの報告が絶えず寄せられており、未だに改善されていない職場現状が明らかになりました。

具体的には支店長室に呼ばれ、「ボーナスの査定の時期だぞ、そろそろ考えろよ」「組合にいつまで執着しているんだ」「正社員試験があるが組合に入ってもいなくても試験には関係ないが、組合のことどう思っているのか？東労組に未練でもあるのか？」「等級試験では組合を脱退すれば合格できるように推薦してやる」「俺がお前と家族を幸せになるように頑張る、その代わりに組合の脱退を考えろ」など、会社の管理者が発する言葉とは思えない常軌を逸した執拗な利益誘導、人権侵害、差別による明らかな不当労働行為であります。

バス東北本部は、このままでは業務に支障をきたす恐れもあり、何より安全性の低下に繋がってしまいかねない現状を重く受け止め、法令遵守の企業風土と安全で安心して働ける職場環境を取り戻すために、不当労働行為を撲滅し、組合員と家族の不安を取り除くことを最重要課題と考え、以下の通り申し入れを行いました。

1. 職場で常態化している利益誘導、人権侵害、差別による組合員への脱退懇願を直ちにやめること。また、職場から報告されている事象を調査し、事実を明らかにすること。

**組合員の利益と家族を守る為
不当労働行為は絶対に許さない！**